

発言者	内 容
山本会長(議長)	<p>議事の進行</p> <p>それでは始めに今回のご審議いただく概要と今後のスケジュールについて事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
七尾林業振興課長	<p>はい、林業振興課七尾と申します。よろしくお願い致します。</p> <p>本日の議事ですが、森林法がこの4月に改正されました。それに伴って、全国森林計画が7月に変更されることになりました。全国森林計画の変更に伴いまして、地域森林計画の一斉変更を行うということになっておりますが、この際に、地域森林計画に奈良県の独自性を反映させたいと思っております。特に今回、冒頭部長の挨拶にもございましたように台風12号による大きな災害が発生しております。今後の森林の整備のあり方にも検討が必要であると考えております。</p> <p>更に、昨年「奈良県森林づくり並びに木材産業振興条例」及びその「指針」というものを作成させていただき、それに基づきました森林区分についても粗方作業が終わっております。この区分に沿った森林整備のあり方についてもご審議いただきたいと考えております。そのような点から、地域森林計画書の変更案の作成を行いたいと思っておりますので、本日皆様方のご意見をいただき、反映していきたいと思っております。</p> <p>なお、今後のスケジュールですが、本日頂いたご意見等を勘案しながら、地域森林計画変更の縦覧を10月末から一ヶ月間行います。その後関係市町村、近畿中国森林管理局からの意見聴取をいたしまして、12月中旬に森林審議会を開かせていただき、それで決定してまいりたいと思っております。よろしくお願い致します。</p>
山本会長(議長)	<p>ありがとうございました。その辺についてはまた後ほどということで。続きまして、情報提供に移らせて頂きます。</p>
山本会長(議長)	<p>情報提供 平成23年台風12号による森林被害について</p> <p>まず、台風12号による森林被害についてでございます。今回の議題は地域森林計画の一斉変更についてとなっておりますが、9月の台風による被害も大変大きく出るところでございます。まずはこの件について事務局から情報提供をお願いします。</p>
荒木森林計画係長	<p>はい、事務局担当、林業振興課の荒木と申します。よろしくお願い致します。</p> <p>今回の台風12号の森林被害についてでございます。まず始めに、今回の台風12号の被害に遭われた方に対し、心からお見舞いを申し上げます。部長からもお話がありました。台風12号の災害ですが、9月2日から4日にかけて紀伊半島を中心に大雨を降らせました。この台風は大型で、更に動きが遅く長時間にわたって台風周辺での非常に湿った空気が流れ込んだため、紀伊半島での雨量が多く、降り始めからの8月30日から4日までの総雨量が、吉野郡上北山村で1800 mmあまり、吉野郡十津川村風屋で1358 mm を観測しました。</p> <p>この台風による山地災害の現状ですが、ご存じかと思いますが五條市大塔町、十津川村において大規模な崩壊が発生しております。災害の特徴としては先ほど部長からも申し上げましたが吉野郡においては河道閉塞をおこすような深層崩壊による土砂災害が発生し、今なお天然ダムが存在しております。</p> <p>崩壊地の森林の状況ですが、資料1をご覧ください。一番最後の方に例として記載しております。崩壊地の森林の現状ですが、天然林、人工林ともに被害が発生しております。</p> <p>A4の版の資料が天然林の状況です。もう一枚めくっていただきまして、これが人工</p>

林の崩壊状況となっています。代表的な崩壊地について記載しています。

なお、今回の災害は主として吉野郡が多く、大規模崩壊地だけでも五條市と吉野郡の森林面積の約0.1%にあたる300ha程度の災害が発生しております。

深層崩壊と表層崩壊とについてです。表層崩壊は地表面から70cm～1m程度の木の根がある層、土層の比較的浅い崩壊であり、大雨時に斜面が崩れ多発することがありますが、これは森林との関わりが非常に強いといわれております。また、深層崩壊については植生はあまり関わりがなく、地質的な要因が大きいといわれておまして、地表面から約20m、場合によっては100mくらいの深さで崩れて、崩れた土砂が土石流になって流れていくこともあるということです。

森林の種類と崩壊との関係としまして、樹種別の林地における浸透度は人工林、針葉樹人工林、広葉樹天然生林で殆ど差が無いと言われております。実質的に広葉樹もしくは針葉樹という差よりも、地位等による立地条件が及ぼす影響が大きいと言われておまして、単純な針葉樹と広葉樹の比較はできないと言われております。実際に今回の深層崩壊地では人工林、天然林を問わず発生しておまして、資料でもおわかり頂けると思います。県では「災害につよい山づくり」の森林整備の方法についてどのようにしていくかを検討しておりますが、天然林・人工林、広葉樹・針葉樹を問わず適正な森林管理を行うことが重要と考えております。

そこで資料の1枚目ですが、「災害につよい山づくり」に向けた森林整備の方針ということで、今後の森林整備のあり方について委員の皆様のご意見を賜りたいと思っております。また、災害には表層崩壊だけでなく、深層崩壊も発生しておりますので、崩壊のメカニズムもこれから調査・分析を行い解明していくこととしております。崩壊の種類がどういった崩壊、深層崩壊、表層崩壊であれ、まずは森林整備を進めるということが重要と考えておりますので、是非ご意見をお聞かせ願いたいと思っております。以上です。

山本会長(議長)

ありがとうございました。委員の皆様方も今回の災害におきまして色々ご意見もお有りであろうと思っております。先程松村先生ともお話をしておりましたが、ちょうど赤谷と北股と長殿この3箇所が直線に結ばれます。そのような地層的なものも有るのかと。私は素人ですが、そんなことを思ったりもしております。山口さんは非常に怖い目にも遭われたと聞いておりますが、そういうお話を聞かせて頂ければと思います。よろしくお願ひ致します。松村先生いかがですか。

松村委員

名前が出たので少し失礼致します。

現場はまだ全然見ていないので何とも言えないのですが、先日NHKさんからビデオを見せて頂きました。深層崩壊も今まで色々見てきましたが、今回の場合は現場が乾いています。大きな崩壊があると、あちこち水が噴き出してくるものなんです。ビデオの映像から見ると今回はどうも乾いているようです。

乾いているということで、今回の浸透は滑り面まで届いていないのではと。更に尾根筋まで崩壊していますので、水は関係無いと考えています。

「流れ盤斜面」(*1)というのですが、斜面に対して平行層に対して入っていくような地層で下部の方にある弱い層へ大量の雨が集まると、そこが緩くなる。つまりは流動化しやすい。そこに「攻撃斜面」(*2)と我々が呼んでいるところに雨水が集まり、下部が柔らかくなって削られ、上部が滑るようにして落ちていく。というメカニズムが想像できます。現場へ行っていませんので何とも言えない状況ですが。

深層崩壊の例としてよく挙げられる、鹿児島で起こった針原の災害(*3)であるとか、水俣の災害(*4)でもやっぱり水を吹いています。ただ、今回に比べて規模が小さいんです。今回の崩壊はかなり大規模です。

構造的な、地質構造的なものが影響しているだろうと私は見えています。どういう事かという、このあたりには有名な中央構造線がはっています。それにとまって平行した断層がいくつかあるはずなんです。それが影響しているかと考えています。

宮崎県でも2004年頃に弓原の災害という今回と同じような大きな崩壊を起こしました。その際も斜面は乾いていました。これから見ていかなければならないと思っております。大きな崩壊というのは森林相互のものではなくて、日本列島の構造的な影響が大

きいのかなというのが私の考えです。

更に、先ほど少しお話ができました流木の話です。突っ込んだことにはなりますが、先日NHKさんのロケにつきあってお話をしたのですが、森林をどのようにしていったら良いかということです。道路から遠いところ、山頂まで人工林にしますと伐採するのも大変ですよね。そういうところは少し考える必要があると考えています。

流木対策として、水があたる所、土石流がえぐるところに関しては、流木の災害になりやすいので人工林は極力避ける。そういうところでは、川から10m以上のところに木を植えるとかね。そうすると人工林の流木が出てきて色々と言われなくて済むのではという気はしているんですが。

更に言っておきたいのは、溪流です。小さなところから土石流が発生するところは、残置木のようなものは出てきようが無いのですよ。溪流の長さの幅と流木の長さを考えると流木の方が長いですから、通りようがない。どこかへ引っかかりますよね。そうするとある程度大きな河幅をもった河ですね。溪流の河際に植えている立木が流木となって行くのではないかと思いますので、今後森林計画を立てる上でそのようなことに配慮して頂くと良いかと思っています。以上です。

.....用語解説:.....

- 1) 流れ盤：岩盤（堆積岩層、火成岩層、変成岩層等）において地層の斜面が地形の傾斜に対して同一方向に傾斜していること
- 2) 攻撃斜面：屈曲した流路の外側の谷壁。急傾斜を形成する。
- 3) 針原の災害：1997年鹿児島県出水町針原地区で発生した土石流災害。
- 4) 水俣の災害：2003年熊本県水俣市で発生した土石流災害。

.....

山本会長(議長)

ありがとうございました。
ただ、杉は河際の方が地力が有って良く育つとは思いますが。

松村委員

確かにそう言われていますね。山を見ても杉は河原に近い方が背は高いですね。
しかし今、これから木材生産林、経済林として考えて行く時に、やはりあまり杉は出ていないということを考えますと、経済林よりも環境的な機能というものを少し考えていく必要があるかと思っております。

下西委員

地層の問題だと、そういう形になっているのならどうしようもないですね。

松村委員

要するにその特徴が有る所を早く見つけることですね。国交省等でも深層崩壊のマップを作っており、レッドゾーン等についても当たってはいたのですが、該当エリアが広すぎます。もう少し地形的な特徴が分かれば、そこは避けるというような対策も取れるのですが、なかなか一日には行かないかと思えます。国交省もそれはマスコミに叩かれまして、今、学者も集まって何か検討しているようです。どれくらいの期間で結果が出てくるかは分かりませんが。

例えば、今回の災害について、それから明治22年の十津川の災害の時はもう少し今回の様なのが多発したようですから、そういう跡を見て、もう少し地形的な地質的な構造的なものを見て予測できれば良いかと思えます。

山口(廣)委員

地形地質を見てとおっしゃいましたが、吉野郡全体について分かれば良いけれど、そうでなければ降雨の量によってここは深層崩壊が起りやすいので植林の仕方を変える等という事は現実的には非常に難しいですよ。

松村委員

植林等はあまり関係無いと思えますね。表層崩壊には関係が有るかもしれませんが、上に立っている木が崩壊に影響するのはせいぜい1、2mぐらいですね。深層崩壊はそれが10m、場合によっては100mとかいう下から起こってくるものですから、上に何があっても関係無いと思えます。今考えているのはエリアを同定できるのであればその

	<p>辺りに家や道路を作らないとか。しかしそのエリアもあまりに広すぎて、分からないというのが今の現状ですね。</p>
山口(廣)委員	<p>今先生がおっしゃった様に川上村の役場の手前で深層崩壊がありまして、だいぶ崩れました。その対岸から見ておられた方から、まず先生が言われたように下が抜けた。二回目に上が抜けたという話を伺っております。</p>
松村委員	<p>その方は今まだいらっしゃいますか。</p>
山口(廣)委員	<p>そうですね。元は川上村助役の方です。</p>
山本会長(議長)	<p>斜面の足元のつっぱりが無くなったということですね。</p>
松村委員	<p>だから、こうのように(手振りで説明)…。というメカニズムかなと今のところ思っています。この予想は外れてはいないと思いますけれども。</p>
山口(廣)委員	<p>2回に分けて下から抜けたというのは目撃が有りますからね。</p>
松村委員	<p>下が抜けたということは下側がなぜ弱くなったかということだけでも解明しないといけません。</p>
大谷委員	<p>川上村の場合は水が湧いていたという話ですが。</p>
松村委員	<p>今言ったように湾曲したところへ水が来ると、こう、削られます。削られた所で斜面が落ちたのか、もしくは雨が沢山降ったので足元の所が弱くなって落ちたということが考えられるんです。こういう水あたりの強いところを攻撃斜面というんですけれども、攻撃斜面が問題なのであれば、その護岸をしっかりすることで崩壊を防げる可能性は有ります。</p>
山口(廣)委員	<p>私達は山の中でどうしても所帯をしないといけませんので、お願いします。</p>
山本会長(議長)	<p>ありがとうございました。他に何か意見等はございませんか。では情報提供については終わりました、2番目の議題に移らせていただきます。</p>
	<p>議題 地域森林計画の一斉変更について</p> <p>(1) 奈良県の森林区分について</p>
山本会長(議長)	<p>地域森林計画の一斉変更についてでございます。 1つめに奈良県独自の森林区分について、事務局から説明をお願いします。</p>
荒木森林計画係長	<p>森林区分についての前に、少し森林法の改正についてお話しさせていただきます。 資料3の一枚目。計画制度の改正がありますが、これに基づいて全国森林計画の変更が7月に閣議決定され変更となっております。主な変更点はこの中での計画制度の改正点、従来あった区分です。水土保持林、森と人との共生林、資源循環林がより細かくなった点があります。国においてもこのゾーニング毎に施業を行うこととしておりますが、一方、県でも森林区分におきましては昨年に条例の制定、指針の策定をしました。昨年の審議会でも話題の提供をいたしました。この指針に基づいて県下の森林について木材生産林、環境保全林に区分いたしております。区分の結果は資料の2の二枚目、A4縦長の表です。大和木津川につきましては、大和川と木津川の方で少し特徴がございましたので、表示させて頂いております。 県としまして、この区分に沿って施策展開を図っていこうと考えておりますが、今年度については木材生産林の中の第1種木材生産林において壊れにくくランニングコストの少ない、繰り返し長期的に使える「奈良型作業道」というものを設定致しまして、路</p>

網の整備を行い、間伐による木材生産を重点的に行うことに支援を行っております。第1種木材生産林での事業も台風の影響を受けております。後ほど説明いたします計画書案にも多少触れているのですが、県下では林業・作業道等の林内路網が少ないため、例えば林業機械を導入した集約的な施業を行っているところが少ないのが実情です。一般的なのは架線を運用した集材、また大径材・銘木と呼ばれる材についてはヘリコプターによる集材が行われています。

県としては今後10年間で木材生産量を現状の15万m³から25万m³へと引き上げることを目標に掲げており、木材生産を進めていくこととしておりますが、需要がなければ川下側での受入は困難と考えております。県産材の利用についても様々な施策を行っておるんですが、ぜひ川下側からみた木材に対する要求等々がございましたらお聞かせ願いたいということ、どのようにすれば木材が使い物になるのかといったこと、について併せて意見をお願いできれば。それを森林区分にも反映していきたいと思っております。是非ご意見お聞かせ願いたいと思います。

山本会長(議長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見御質問等ございませんか。

松村委員

環境保全林という名前が出てきてますが、今、この環境保全林のメインとなるものはどんなものをお考えですか。例えば人工林だけを環境保全林にするわけではないと思えますけれども、どんな樹種や機能をメインとして考えておられるのですか。

また、木材生産林から環境林へと変更する場合に、今までは大体木材生産でお金に換えますが、そうすると環境林に変更する場合はお金の損失がでてくるのですが、そのような損失はどのように補填するのですか。

七尾林業振興課長

資料の2のA3資料をご覧ください。昨年の審議会でもご説明させて頂いたと思うのですが、森林区分ということで、条例に基づいた指針で位置づけをさせて頂いています。

奈良県の民有林を大きく分けまして、木材生産林と環境保全林に区分し、木材生産林におきましては文字通り木材を生産して、環境保全林では環境税も使った森林整備を進めていくという観点から区分しております。

基本的に、人工林は木材生産林にするのか環境保全林にするのか2種類ございません。天然林につきましては基本的に環境保全林に入るということで、原案的なものをつくり市町村へ配布しました。そこから地域の森林所有者等に投げ、戻ってきたものが今の原案に記載されている面積でございます。

先生もおっしゃいましたように環境保全林は5つの種類があります。施業放置解消林、里山整備利用林、立入利用眺望林、法定伐採制限林、現状維持林と考えてございます。特に施業放置解消林と申しますのは、人工林であって、手入れをしない、施業をしない、経済林であることを放棄するようなものです。ここでは森林環境税をつかいました緊急間伐をして、整備をしていくという形で考えてございます。

里山の整備利用林では人家の近く等で里山林的な活用を考えていきます。環境税を使った整備等も考えております。立入利用眺望活用林では、人が入れる、もしくは眺望できるという利用を観点に思っています。法定伐採制限林、現状維持林等につきましては、自然公園のような法律的なものに縛られるところについて考えてございます。

先程先生がおっしゃいました、補償等の観点は持っておりません。と言いますのは、もともと木材生産林は木材生産を目的としたものであろうと思っておりますし、施業放置解消林については、森林所有者の方がたとえば経済的な理由等で施業放棄しているものにつきまして県が強度間伐を行っていくことにしております。

見直しにつきましては5、10年程度と思っておりますが、県の森林環境税によります緊急間伐は所有者と『10年は触れない』という協定を結んでおりますので、それをもとに事業をしております。

松村委員

もう一点。今一番の問題として、所有者がよく分からない、境界が分からないという事例がだいぶ有ると聞いております。その場合、所有者と協議するというのが、協議の相手が居ない場合等についてはどのようにするのですか。

七尾林業振興課長	この区分に際しましては、そこまで厳密にできていない所もございます。境界が明確でないところも増えておりますが、様々な事業でそのような所をカバーして頂くようお願いはしております。しかし、なかなか進んでいない状態です。特に地籍調査、国調というものが奈良県、特に山間部はあまり進んでおりませんが、そのようにまとめていこうと考えています。
松村委員	ということは、そういう箇所は手が付けられないということですか。
七尾林業振興課長	森林法も改正されましたので、ある程度は手を付けられる可能性も出て参りました。
山本会長(議長)	いかがでございましょうか。他にございますか。
山本会長(議長)	<p>(2)新たな森林計画制度について</p> <p>ありがとうございます。それでは続きまして地域森林計画の一斉変更について審議するための2つめの情報としまして、今回、地域森林計画の一斉変更を行う事由となりました、国の森林計画制度の変更について、事務局から説明をお願いします。</p>
荒木森林計画係長	<p>資料3です。先ほどもご説明しましたが、森林法の改正により制度が変更となっております。大きくは資料1枚目のポイント1です。市町村森林整備計画においてゾーニングを設定し、地域の森林整備のマスタープランとなるように位置付けをされております。</p> <p>ポイント2です。従来ありました森林施業計画というものが、変更となりました。森林経営計画というものになります。この森林経営計画というものは森林所有者や森林所有者と経営に関する受委託契約を結んだ事業体等が面的なまとまりを持って施業を行うこととした計画になっております。</p> <p>市町村森林整備計画や、森林経営計画の内容については詳細については未定の部分がありますが、概要につきましては国より概ね資料等で説明されております。</p> <p>また、ゾーニングにより木材生産を進めつつ、一方で環境保全を行うこととしているのですが、先ほど松村委員からお話も有りましたが、昨今の山村の人口減少や高齢化といった社会情勢の変化によりまして森林に精通する人が少なくなってきているという現状があります。森林の整備を進めるにあたり、森林所有者の意向ということは無視はできなのですが、肝心の所有者が不明確になってきているという点はやはり足下で問題としてあります。</p> <p>ポイント4、要間伐森林、所有者等に対する措置です。所有者が必要な間伐を行わない場合の施業代行を行いやすくする仕組みを構築しているということです。今回の森林法改正で、所有者がある程度分からなくても間伐できるようにすると国から言われております。ただ、現状県の条例では森林所有者の責務として「自らの森林の適切な整備と保全を行うことが困難である場合は、他の森林所有者との共同による施業、森林組合等の事業体への委託その他の必要な措置を講じます。」となっておりますので、森林所有者の方に頑張って頂かないといけないと思っております。一方で、境界が分からなくなり森林整備が進まないといった問題がございますので、その点について山側の方からご意見を頂けたらと思っております。</p> <p>地域森林計画の項目のイメージですが、5ページの公益的機能別森林等の整備に関する事項ポイント3で地域森林計画においてでも国の例示を参考にしながら森林の区分を行うように記載されております。</p> <p>次のページ、森林の有する多面的機能の発揮及び林産物の供給に関する目標について7つの機能を記載しています。水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能のように区分するようにとのことですので、地域森林計画においてもこのようなゾーニングを行い、県の森林区分とも合わせながら、区分していきたいと思っております。以上です。</p>

山本会長(議長)	ありがとうございました。ただ今の説明にご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。
松村委員	しつこいようですが、今お話を読んでみると、所有者の了解を得ずに間伐ができるという風に読めるのですけれども、この解釈でよろしいですか。
荒木森林計画係長	都道府県知事が『この間伐を行います』という公告等を行えば最終的に可能なのですが、あくまで最終手段ですので、地元で調整を行って頂きたいというのがこちらの見解でございます。
松村委員	森林法の改正によってそういう風になったんですか。
荒木森林計画係長	はい。
松村委員	バッティングしそうですね。
山本会長(議長)	若干そうですね。使用权の侵害とか。
松村委員	最近国は強権な法律を作っていますね。裁判沙汰が増えそうな気がします。
富岡農林部長	耕作放棄地といって街場でも農地の放棄地があります。優遇措置を受けているメットがあるのに放棄しているという。それを、強制させようという風に公告の縦覧をかけて、措置命令や県の勧告等、色々な手続きを踏んでから『最後の手段がありますよ』と見せているのです。多分最終までいけないと思います。
松村委員	特にそういう場合、仮に最終まで行って、間伐したとしますね。間伐木ですから多分お金にはならないと思うんですが、お金になった場合はどうするんですかね。
荒木森林計画係長	その収益は保留します。そして所有者が分かったときに還元されます。
山本会長(議長)	供託みたいなものですかね。しかし実質は無理なんでしょうね。 道路等は確か1年間公告をして強制措置があるんですよね。あれはもう完全な強制執行ですよ。
富岡農林部長	そうですね。
山本会長(議長)	今回の制度は道路よりはちょっと弱いくらいですよ。
富岡農林部長	公益性をどこまで証明できるかでしょうね。道路の強制収容は公益性を前面に立てられる理屈がありますので。
山口(廣)委員	間伐は、現在は25年以下が対象ですか。それから上は対象とならないのですか。
七尾林業振興課長	間伐は3齢級から12齢級、11年生から60年生くらいまでは補助の対象となっております。ただ、切り捨て間伐をするか搬出間伐をするかによっても変わってきますが、一応は60年生までは対象となっております。
山本会長(議長)	他にご意見ございますか。それでは続きまして森林計画についての事務局からご説明をお願いします。
荒木森林計画係長	10(3)地域森林計画の変更について 資料4です。様々な意見をいただいたんですけども、今回一斉変更として案を作った中にも意見を反映させていきたいと考えております。地域森林計画の一斉変更が

3部有るのでこの3部について少し触れさせていただきたいと思います。

今回の法改正は3流域同時の一斉変更です。計画制度の変更により中身ががらりと変わっております。しかし、中身の変更のみでなく、やはり県の独自のものを盛り込んでいきたいと考えております。独自面について資料4の3で説明させていただきます。

お手元の計画書の方には赤と青の付箋を各流域毎に付けており、A3の表の右側に該当ページを記載しております。該当ページを記載している部分の概要について説明をさせていただきます。

赤の付箋の1番です。「奈良県における森林林業の施策」の中で、条例指針に基づく木材生産林・環境保全林の区分のやり方、それから、山と森林の月間、森林環境税のことについて記載しております。

付箋の2番、計画樹立にあたっての基本的な考え方です。それぞれの流域毎に特徴的なことを書いております。1番は森林環境税、森林区分について書いております。特に6番に山地の機能と森林の基本的な機能の維持増進ということで、台風12号災が有りましたので、多少崩壊についての対策等々ということについても書いております。例えば、13ページに…

山本会長(議長)

すみません。資料が色々と重複しますので、もう少し資料の説明をお願いします。

七尾林業振興課長

北山・十津川の森林計画書の13ページをご覧ください。赤の付箋の6番です。同時に青の3が付いております。

荒木森林計画係長

すみません。資料中程で深層崩壊について触れております。5行目辺りで『大規模崩壊の発生メカニズムの解明を含め、災害につよい山づくりを目指した森林整備のあり方について検討を行います』と記載しております。

赤付箋7番。この北山・十津川の計画書の14ページ。「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」で、県の条例及び県の指針、それから木材生産林・環境保全林についてどのようなことをこれから行っていくのかについて記載しております。

赤8番の付箋、「森林の整備及び保全の目標」です。先ほども計画制度の変更のところで御説明致しましたが、各それぞれの機能について望ましい森林の姿について、少し県の事情を説明します。県としては彩りに溢れた森林ということも進めて行こうと思っておりますので、例えば、保健レクリエーション機能の2行目で、四季折々の彩りにあふれた森林ということで独自のものを入っております。

付箋11番「その他の必要な事項」は間伐及び保育に関する基本的事項です。第一種木材生産林については間伐を計画的、総合的に実行して、間伐実施の支援、路網の整備やに資源に応じた林業機械の導入等を重点的に行う事等を書いております。

付箋13番、27ページ。林道等の開設及び改良に関する基本的な事項ということで、基本的な考え方といたしまして、県としては森林作業道かんとしては「奈良型作業道」というものを進めて行こうと思っております。次の28ページ。水源涵養機能、山地災害防止機能については木材生産林では集約化等々の試みを行います。また、急傾斜地等崩壊の危険性が強いところについては回避して整備を進めるなどとしております。また、環境保全林については既存のもの等々を活用しながら、森林作業道を主体としての路網の開設を行う事としております。

次に一番下の木材等生産機能の所です。開設にあたっては「奈良型作業道」の開設基準を基にして、伐開幅の少ない運搬車に必要な最小限の幅員に抑制しながら、排水勾配や排水に対する施設を設置することによって、費用の縮減を図りながら排水を進めることとしております。

それから付箋18番、32ページ「林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針」ということで、木材の促進と県産材の安定供給を図る為にはやはり材としての規格性能が明確でないといけないということで、県産材の認証制度、乾燥機や製材機の導入によって加工施設等々の整備を進めるという事を書かせて頂いております。

33ページの20番と21番。今回の計画制度改正によりまして、地域森林計画に森林

の保護等に係る事項を新たに追加しております。森林病虫害等、特にナラ枯れの被害についても記載しております。また、ニホンジカ、ツキノワグマも含めまして、野生鳥獣に対する対策について記載しております。

青の付箋は流域毎の特徴が有る箇所につけております。例えば、資料を変わって、大和木津川地域森林計画書の方をご覧ください。

青付箋10番、32ページの「(3)作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」で、大和木津川につきましては、山の傾斜がゆるいということ、また都市部に近いので、作業道の開設を進めながら、グラップル付きバックホーや簡易プロセッサによる車両系システムを導入しながら施業を行う事としております。ここについても「奈良型作業道」の整備や高性能林業機械の導入を重点的に進める事としております。

それぞれの項目について特徴のあるところ、また、流域毎に特徴が示されたところについてかいつまんで説明をさせて頂きました。

山本会長(議長)

ありがとうございました。いかがでございましょうか。

松村委員

北山十津川の24ページあたりで文章がうまく読み切れません。『生物多様性保全機能について…ものを除き、区域設定の対象とはしないものとします。』これ、文章が長いので何が言いたいのかよく読めなくて。これはどういうお話なんでしょうか。

荒木森林計画係長

伐採、もしくは今回の災害等々で乱されたものについて、人為的なもの、それから天然なものがあると思います。そういうものを通して常に山というものは変化して行っているということです、その山の変化の度合いに応じて、色々な構成段階・樹種から段階に応じて生成される森林が有りますということを言っております。その中で、生態系もしくは希少な生物というところが除くものです。一般的に伐採という行為があるところと、森林と自然的に攪乱された崩壊や、例えば雨水による浸食等もあるかと思いますが、そういうところにつきましては徐々に移り変わるんですということを書いております。

松村委員

最後の文章の『森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしない』とはどういうものを対象としないということですか。

荒木森林計画係長

例えば、川上村でしたらトガサワラの天然林のようなところを除いたということです。

松村委員

属地的に発揮されるようなところを「除いて」区域設定の対象とはしない。全部を対象とするのですかね。一応原生的なものは除いて、そのものを対象とするということですか。生物多様性保全機能については原生的な森林とか希少な生物の生息する森林を除いてと読めば良いのか。

山本会長(議長)

もうちょっと文を切った方が良いのではないですか。

松村委員

区域設定の対象としないのは何なのですか、どういうものですか。

富岡農林部長

何を基に想定が有るのかですね。

松村委員

トガサワラのようなところは普遍的な森林生態系に入る。それは除いたわけですね。

山本会長(議長)

除いて、なおかつ対象としない、とはどういう事か。

松村委員

そうそう。それが言いたかったのです。

どれが対象となるのかなと思ったのです。それはまた検討頂くということで。

ところで、ここで竹林に対するコメントはどこかにありますか。竹林は今道路や高速道路等にもあちこち入ってきているようですが。

荒木森林計画係長	竹林ということに限ってはございませんが、いわゆる里山林という所では…
松村委員	いや里山林だけじゃなくて、山奥の方も竹がかなり入り込んで、この頃植生が変わっているような気もしているんですけども、それはどうしますか？放置ですか？
荒木森林計画係長	竹林についても少し検討致します。
山本会長(議長)	モウソウチクがはびこってかなり大変なことになっておりますよね。
松村委員	ツキノワグマを多く書かれておりましたけれども、鹿は殺して食べる方法とかは何か考えないんですか。大台ヶ原でもすごいことになってるんでしょう。 鹿はかわいいから殺すのが忍びないという人が多いですが、あまり食わずに鹿が増えると森林がダメになってしまいますよね。殺すばかりだと可哀想だから、やはり殺す場合はきちんと食べてやる。うちの大学の学食で今、もみじカレーというのが出ています。ちょっと高いですけど、もみじは鹿の事なんです。鹿肉を使ったカレーです。
山本会長(議長)	結局、食品衛生法等と絡んでおりまして、山で殺してそのままそこでさばけない。血を抜いたりといった作業ができない。ですので担いで帰るのですが、一頭が重いわけですね。そうすると下西委員もよくご存じのとおり、今鉄砲打ちも高齢化してきましたから担ぎきれない、というようなこともどんどん起こっています。ですので、もう少し食品衛生法の緩和等をして頂いて、現場で処理できたら。ただし、この問題は販売の場合についてです。自分で食べる分には何の問題も無いのです。
松村委員	では、大学生協のカレーはどうしているのかな。
山本会長(議長)	自分で食べたりするから、良いのではないですか。
松村委員	いやしかし、大学ですから。
山本会長(議長)	ああそうか。それはきちんとしておられるのではないですか。
松村委員	大々的にすれば、もっと安く鹿肉を食べるようになれば良いのですがね。
山本会長(議長)	登録されている解体可能施設は下北山村の一箇所以外は県内にありませんので。
大谷委員	川上村にありますよ。
山本会長(議長)	川上村にありますか。しかし、それが県に認定されているかどうか問題なんです。
大谷委員	では、違います。ただ猟友会が、山小屋を立てているだけです。
山本会長(議長)	自分で捕って食べるのは良いのですが、売ることが問題なんです。
山本会長(議長)	奈良県でも鹿を食べる研究を色々としているグループがあります。もうご存知のとおりですが。鹿を美味しく食べる方法を一生懸命検討していただいておりますけども。
松村委員	例えば最近流行のB級グルメのコンテストに出すなどして、当たればいいのですが…。
七尾林業振興課長	鹿については野生鳥獣担当の方で、「特定鳥獣保護管理計画」を立てております。
山本会長(議長)	ああ、別の計画ですか。

山口(廣)委員	私の村に、猟友会の方が20人程毎週来てくれるのですが、良く捕っても5頭です。毎週7頭か5頭くらい捕るとのことなので鹿は減少しているかと思ったら違うんですね。増えているとのこと。鹿対策の網を張っているのですが皆噛み切ってしまう。1箇所さえ噛み切れれば、頭を突っ込んでもう、入っていますね。2重に張っても2重の網をまた噛み切ってしまう。私も家のそばで張っていますが鹿と追いかけてこです。1週間行かないともう、網の中へ入って悪いことをしていますので。
松村委員	今、なぜ鹿がこのように増えるような状況になったのでしょうか。天敵が居なくなったからでしょうか。しかし鹿の天敵がいなくなったというのはもうだいぶ前からでしょう。
山本会長(議長)	暖かいんです。冬。子どもが死なないのです。
山口(廣)委員	夜中に車で走っていると、驚くほどいます。私どもの近所に「きららの湯」という宿泊施設の付近では鹿にぶち当たって皆自動車を傷付けられています。私も2回やりますので、夜はもう走れません。気をつけているのですが、どこから鹿が跳んでくるか分かりませんので。
下西委員	適正な頭数に管理できるようにしてくれたらね。実際増えているのは間違いないから。苗を植えた3日後から食べられてしまうので、林業家としても植林する意欲が全然わかず放置林になっています。
松村委員	鹿を避妊したり、雄鹿の生殖能力をダメにするようなフェロモン等は無いですか。
山本会長(議長)	そこまでいくときっと、自然保護の観点から問題になりますから、難しいですね。
山口(廣)委員	猪の場合はそんなに被害は無いです。しかし、鹿は皮をむくでしょう。杉松の皮だけでなく、他の樹でも皆皮をむくんです。杉松でしたら元の方だけですが、100年、120年生になったら時に皮の向けたところは山でほかさないとはいけません。そこから上しか使えないというのが現状なんです。
松村委員	若い樹の方がおいしいからとかそういうことでしょうか。
山本会長(議長)	それが最近では成木がやられるんです。特に松。これが結構多いです。
山口(廣)委員	それに加えて熊もいるし、ほんともうまいます。
松村委員	ツキノワグマ等は希少種、絶滅危惧種として、四国あたり指定されていますよね。
山口(廣)委員	間伐へ行ったら、太い杉の皮が6m程むけていることがありました。鹿だと思ったら熊の仕業だと言われてちょっとたまげた事がありました。1箇所10本はだめです。ぐると皮をむかれたら、その木はもう枯れますね。
松村委員	例えば、今よく言われている人工林が増えて自然林が少なくなった。落葉広葉樹が少なくなったという事とも何か関連はありそうですか。
山口(廣)委員	高い山は昔は針葉樹などが生えていたのが、そこまで植林したでしょう。それだけではない私は思いますけれどもね。昔は奈良公園か大台にしか鹿はいなかったのが、今は吉野全域です。どうしようないんですよ。将来奈良の鹿と吉野の鹿とが合体するのではないかと僕らは思っています。今まで吉野町、大淀町、下市町等では鹿なんて見たことが無かったのに、今はもう下市町や吉野町の全域でしょう。ですので、もうドーピング等が必要ではないかと。

松村委員	まあそうしないと林業というか森林がかなり破壊されますよね。
下西委員	やはりエリアで何頭くらいとか頭数をなんとか調査していただいて、減らしてもらわないとなんとも仕方がないですね。
富岡農林部長	<p>実態調査も管理計画という形の上ではあるのですが、調査結果の幅がありすぎて実態が分からないのです。ただ少なくとも増えているというのが事実であれば『捕る』というインセンティブを働かすとか、一頭捕ったら奨励金とかね。そういう意味で、効果が有るかどうかも検証する必要があると有ります。免許を持つての方が高齢化して、『奨励金も要らない』、『食用にならない鹿は売れない』等ですとね。</p> <p>たぶん鹿の需要を発生させないといけない。川上の奥で捕って売って焼却処理を造る必要がある。その維持コストと、ランニングコストを維持できるのかとい問題もあるので、鹿を沢山食べて頂けて、売れたらランニングコストを維持できるんです。</p>
松村委員	山の中に放置ではいけないのですか。
富岡農林部長	地中に埋めるか何かでしょう。
山口(廣)委員	地中に埋めても構わないけれども、放置だけはするなとも言われました。
山本会長(議長)	まあ腐りますから臭いから何かからすごいすわな。
松村委員	しかしそのうち、まあ骨だけになりますよね。
下西委員	だけど深く埋めないと、すぐにもう狸や狐が掘りますね。
山口(廣)委員	2日でね、もう骨になってますよ。以前山に行く日の朝、鹿が死んでるのを見たんですよ。やはり少し臭いはしていましたが2日後に見ると骨だけになっていた。他の獣が食べてしまうんですね。
松村委員	そしたら鳥葬なり、獣葬というか…
山口(廣)委員	僕らは気にしないんです。街から来た人はね、鹿を見たら珍しそうに言ってくれるんですが、もうそれどころじゃないんですよ。慢性化してしまっただけ。
富岡農林部長	木がやられるので、せっかく投資してるのにかわいそうですよね。
松村委員	あと、鹿と竹ですね。それを何とかして頂きたいですね。
富岡農林部長	竹林被害は大変だからどうしようかと悩んでるところなんです。
山本会長(議長)	その辺をもうちょっとしっかり検討していただくということで。ところで、今日ご発言の無い東委員、岩城ゆり子委員、何かございますか。
東委員	<p>兵庫県でもかなり鹿の被害が大変だと伺っています。鹿を食べなくなったということが一番大きいのかなと今日お話を伺っていて思いました。鹿の肉を捨てて、外国から肉を輸入していますので。食肉加工場等があれば、新たな産業となるかもしれません。もっと有効活用するという事で考えていただければ。</p> <p>また、お話のあった竹林や鹿の問題がやはり環境保全林と木材生産林の区分けにも関わっていくと思います。どうエリアを分けると、竹等の被害が生産に影響がでないかという事には区分けがすごく重要になる。資料3に区分の記載がありますが、環境保</p>

	<p>全林は色々な分野が有りますよね。その位置付けや、どういう風に決めていくかについて、今どの程度まで検討が進んでいるのでしょうか。</p>
七尾林業振興課長	<p>環境保全林の中身の区分けにつきましては、まだ進んでいない状況でございます。といいますのは、事業等の絡み等ございますので、まず、木材生産林と環境保全林に区分けをしている段階です。</p> <p>それと、鹿の問題につきましては、森林の保護という形で、例えば北山十津川でしたら33ページ等に記載してございます。全般の鳥獣被害を防ぎながら、「特定鳥獣保護管理計画」による個体数調整に依存ではないですが、そちらでもモニタリングや駆除の計画を作っています。ただ、現状が追いついていないというのが現況です。</p>
山本会長(議長)	<p>確か、去年の報告では年大体2千頭ぐらいを捕っていますよね。</p>
田中森林整備課長	<p>奨励金をちょっと上げました関係で、3500頭ほどです。</p>
山本会長(議長)	<p>ああすごい。もうちょっと上げられるのなら、もっと上げてもいいかな。</p>
田中森林整備課長	<p>ただ、鹿の数が漸減傾向に向かうだろうというのが大体年間8千頭くらいです。今の数値は半分に満たない。他所のお話を伺っていると、個体数を決めるのは、越冬できる数だということです。暖冬が続けば爆発的に増える。寒い年が何年か続けば、放っておいても減るといふ予想はあるんですが、今はとにかく漸減ならぬ漸増傾向で増えております。議会の度先生方からもご意見を頂くのですが、実は往生しておる現状です。</p>
富岡農林部長	<p>もう捕まえるしか無いと思うのですが。鹿の奨励金は今大体2500円程。市町村費も足せませんが、やはり財源が厳しいので、これを倍程度に上げて、どの辺りで見定めるのが問題です。基礎調査結果に割と幅があるので、よく検討した上でやらないと。それから猟師さんが捕ってくださるかどうかなですね。金額をいくら上げても捕ってくれる数が少なかったらいけません。根気良く捕ってくださる等でないと意味が有りませんので。</p>
松村委員	<p>罾は効かないんですか。</p>
山本会長(議長)	<p>結構罾は有効だと聞いていますけれども。</p>
田中森林整備課長	<p>色々やっているのですが、最近罾という方法をとられる方が多い。兵庫県が開発したドロップネットという20m四方くらいの金網へ追い込んで捕獲するようなもの等があります。人間が一斉に動員をかけて集中砲火ですとか、兵庫県さんが先進的にやられてるんです。</p>
大谷委員	<p>その檻の中へ鹿を入れるのには、ただ人間が追い込むのですか。</p>
田中森林整備課長	<p>いやいや、餌を入れておいて、10日程出たり入ったりして慣らすんですよ。そうすると段々入ってくるので慣れてきた頃にバサッといく。そういう仕掛けのものをやっています。ただ、相手も知恵がありますので。</p>
山本会長(議長)	<p>決定打が無いんですね。他にございませんか、よろしいですか岩城さん、どうぞ。</p>
岩城委員	<p>木材利用の建築の立場から見識を述べさせていただきます。前回の審議会で、森林環境税の利用の話が有りました。小学生を対象に山の勉強をしてということですが、知人お子さんが参加していたようです。将来を担う子どもさん対象というのも一つですが、大人を対象に山のツアーをされたらどうか感じております。</p> <p>設計をする中で、時々施主さんを山に案内しているのですが、皆さんすごい感動されるんです。施主の方と、例えばそのご両親がいらっしやっても、施主さんも自分</p>

の家の材料なので感動されますが、ご両親が山へ行って、日本の林業のことに『人生観が変わった』とおっしゃるぐらい、すごく感銘を受けられるのです。

その時いつも思うのが、行ったところの山守さんの実際に林業に関わりながらの苦労話がすごく良いということです。そのナビゲーターというか、案内人の方を育成する。本当は実際山に関わる方の5、60年もの苦労話が良いのですが、例えば若い方で、そういう人材を育成して、県としてそういうツアーを組んでいただくとか。あるいは、工務店等もこのような取り組みを行ってしますので、そういうことに対して補助をするとか。

私も山へ行った時にその人に聞いた話もう全てなんです。そこの山だけのことでなくて、日本の林業がどうかね。それで、施主さんでしたら、自分の経済活動が自然環境に役立つという認識を持てるのがすごく喜びになっていらっしゃる。外材より値段が高くて、国産材を使って良かったと思っただけになると思うのです。そういう一般の方の、大人の教育にも力を入れて頂けると良いのかなと思います。

七尾林業振興課長

今、森林環境税を使いまして森林環境教育というものをやらせて頂いております。特に子どもさんについては学校等で色々な取り組みの仕方があるんですが、大人の方についてはボランティアの方を中心に森林環境教育ということで実際に吉野の機械化センター等で学んでいただいて、それを実践的に役立てていただくということで、かなり、卒業生等も出しております。

また、岩城先生がおっしゃった施主さんを連れていくような、直売ネットのようなものに対する補助も単発的には有ります。まだ、系統立ててはできませんので、その辺りも系統立ててやっていければ良いかなと考えているところです。

山本会長(議長)

よろしゅうございますか。他にご意見ございますでしょうか。

それでは、いろいろご意見も出たようでございますけれども、本日の議題につきましてはこれで終わらせてもらってよろしゅうございますでしょうか。

(結構です。)

山本会長(議長)

ありがとうございました。はい山口さんどうぞ。

山口(廣)委員

一言御礼を申し上げてもよろしいでしょうか。私、奈良県山林労働組合の組合長を引継いでこの8年ほどさせて頂いて、森林審議会にも出席させていただきました。70年近い組合の実績がありましたが、林業の衰退とともに、山で働く人が高齢化、組合員も減少しました。昭和45年頃は2500人ほどいた組合員が、今年の3月目処で140人足らずになり、6支部あった支部がもう運営をできないようになりました。会報もうって、何とか維持していこうと、また本日ご出席の川上村の大谷村長様にも、その都度『何とかがんばれ。やはり吉野郡から山林労働組合は無くすわけにはいかん』と励ましのお言葉をいただいたのですが、今年の3月の15日をもって、奈良県山林労働組合を解散ということになってしまいました。

その後寂しい思いばかりがつのり、体を壊したようなことも有りました。私も山の仕事を、50年近くになりますが、今日までを見てみますと、やはり、一戸建て住宅、木造住宅が減った。今日も私の家からこの猿沢荘まで、一戸建て住宅の建築現場が見えませんでした。今まででしたらあちこちで、木造住宅の棟上したところを良く見かけましたが、最近はまだ殆ど見ないというような現状でございます。

また、先ほど台風の話が有りましたが、私も伊勢湾台風以来の被害に直面しました。

朝の6時前だったと思いますが、橋の橋脚からめったにない音がするものですから、何かあると思って一気に飛び出したら、大きな根っこ付きの材木や皮のむけた間伐材がどっと県道のガードレールへ伝って流れてきたんです。我が家の2階からは5年程前にできた橋脚が200m上流に見えます。台風シーズンになるといつもその橋のことが頭をよぎっていました。2階から見ると、ちょうど流れてきた流木が溜まって、堰止湖になっていた。それが一時にバツとんだので、県道から河の向こうの塀や乗用車が渡る橋が一瞬でした。東北の津波で家が流されていく場面にそっくりでした。

4、5日前に奥で、山崩れがあった現場へ行ってきたのですが、本当にもう目を覆いたくなるような現状でした。しかもまだ奥の方が酷いそうです。その崩壊現場を見ると、先程お話もあったとおり深層崩壊で、とてつもなく大きな岩が見えました。その現場は知ってますし、崩れるまではそんな大きな岩は見たこともありませんので驚きました。

これからその流木をどうするかというと、現在は年輪にして約80年程を解体して中央の広場へ運んでいます。木材市場へ出るわけでもないとのこと。畑の肥料に使うという話も聞きました。先祖の方が80年もかけて育てた山がそういう風な現状です。で我々山でおるもんからしたら、たまらないです。

私も一生この吉野の山で終わると思っております。付近に残っておるのは年寄りばかりというような状態で、私も今年築25の山の枝打ちを頼まれました。最低6mの梯子で登ります。最初は久々の枝打ちだったので怖かったですけども、少しやれば、経験上じきに慣れました。この年でまだこれだけの木へ登れるという自信があります。

組合も解散して、県の方々にも色々お世話になりましたけれども、私なりに山で一生を終えるつもりで、また山のことも一生がんばれたらなどそういう風に思っております。本当に長い間のお付き合い、ありがとうございました。

大谷委員

私も陳情の方を。農林部長へのお願いは、今現在山地の崩壊をしている事への対応の答えです。道路についてはまだ回答をもらっていません。崩壊した道路がいつごろ出来るのかとのについては『2、3年』と回答を頂いており、それは無理だそんな甘い事、と言うところ。山地の崩壊の方が道路の崩壊よりもきついと思う。やりにくいと思う。けれどもやって頂きたいのです。

川上村の山では、小さい崩壊はあまり無いが、大きな崩壊が有ります。いつも無理ばかり言って申し訳ありませんがこれを部長から国へ陳情要望していただきたい。

また、山口会長には長らく労働組合の方を指導していただいて非常にありがたいと思っております。そして、今現在、川上村は確かに労働組合はなくなりましたが、下西さんのように個人個人が少しずつの労働者を抱えてすすんでおる。今現在、5社か6社ほどです。そんな程度で今現在細々とやらせていただいています。

また、奈良県の方からは県産材も使おうやないかとというようなご指導もいただいております。これも一つの大きな励みにもなっております。

500円の森林環境税もありがたいと思っております。ぜひ残してください。一期の間5年で川上村の労働組合も2千人ほどは働かせていただきました。これからも、申し訳ないですが、森林環境税もよろしく願います。以上です。ありがとうございました。

山本会長(議長)

どうもありがとうございました。それでは司会を事務局へお返しさせていただきます。

山岡林業振興課主幹(司会)

以上で、本日の審議案件をすべてご審議いただきました。山本会長には長時間にわたり審議を進めていただきまして、誠にありがとうございました。